

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

こころをつなぐ
想いをつなぐ

まどか

円満相続
情報マガジン



令和4年冬
第16号

知っておきたい相続の基礎知識①

- P2 「相続Q & A Part1」 (レインボーニュース 2022年4月掲載)

弁護士が語る「相続の現場」

- P3 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その9」

- P5 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その10」

知っておきたい相続の基礎知識②

- P7 「相続Q & A Part2」 (レインボーニュース 2022年5月掲載)

お知らせ

- P8 Information / 2022年セミナー開催実績

- P9 一般社団法人埼玉県相続サポートセンター スタッフ紹介



相続争いのいちばんの原因

みなさんは、相続で揉めてしまう一番の原因は何だと思いますか？「うちは家族仲が良いから揉めることなんてない」、「うちはそんなに財産はないから揉めようがない」と考えている方にとっては思いがけないことかもしれませんが、一番の原因は不動産があることです。もちろん自宅も不動産ですので、持ち家にお住まいの方は相続で揉めないための準備が必要といえます。なぜ不動産があることで揉めてしまうのか、理由を確認しておきましょう。

■自宅は相続人全員に平等に分けられる？

お金であれば、1円単位で相続人に分けることができます。自宅もお金と同じように、平等に分けることができるでしょうか。

相続人間で共有にする方法が思い浮かぶかもしれませんが、これはお勧めできません。共有にするということは、その不動産についての決定権が共有者全員にあるということです。

例えば売却等をしたいときも、全員で意見を合わせて協力しながら進めなければなりません。共有している方に相続が起きた場合には、その相続人の方々との共有となります。将来、共有関係が複雑になっていくことで「全員で協力して」がより難しくなるおそれがでてきます。

それでは自宅をひとりへ相続させる場合、他の相続人とのバランスはとれるでしょうか。財産のうち自宅の占める割合が高いほど、自宅以外の財産でバランスをとるのは難しいものです。もし自宅以外にアパート等を所有しているとしても、それぞれ価値の違う不動産を平等に分けるのは難しいでしょう。

不動産は、安心して暮らしていくことや資産形成において大切なものですが、お金のように分けるのが難しいことから、相続の間では思いがけない争いの種になることがあります。

■揉めないための一番の対策は、遺言書を作成しておくこと

不動産があること以外にも、これまでの資金援助（学生時代の学費、マイホーム資金、孫の学費など）や、介護に尽くしたり、事業を手伝ってきた相続人の相続分などで揉めてしまうケースも多いです。相続人の間に、「〇〇ばかり援助してもらってきた」、「自分はこんなに動いてきたのに、〇〇は何もしてこなかった」という不満はないでしょうか。その背景には、ご家族それぞれの理由があるものです。ただこれまでの不平等との思いが、相続の場で一気に噴き出せば、争いとなってしまいうでしょう。思い当たることがある場合には、対策を考える必要があります。

揉めないための一番の対策は、やはり遺言書を作成しておくことです。平等に分けることができない場合でも、「付言」で丁寧に理由や想いをのこしておくことで、争いになるリスクを減らすことができます。

遺言書があってもなお不満が残る場合には、相続の方向性を相続人に事前に伝えておくことも考えましょう。遺言書の作成とあわせて生命保険を活用することもできますが、加入できる年齢に制限もあるので早めの対応が必要です。相続後も変わらずご家族の絆をつなげよう、相続も計画性をもって準備をすることが大切です。



弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その9」

<会社経営者の事業承継について考えてみましょう>

14 会社の事業承継において「事業承継その4」9の(4)で、「「自社株」を後継者に集中させるためには、贈与、売買、相続などにより移転させます」の内、今回は、前回の「遺言」に関連して「信託」を取り上げます。



(1) 相続財産の多くが自社株である場合の事業承継の対策として「自社株式」の「信託」を考えてみましょう。

(ア) 今回は、事業承継対策に信託を活用しようとするもので、活用のメリットは

信託財産が遺産分割協議の対象とならず相続トラブルの発生を抑えられるようですが、

(イ) 遺言では、後継者に自社株を相続させた場合に、他の相続人から遺留分侵害額請求がなされれば、自社株の集中相続の実現が困難となります。それを回避するため、二男や長女に「無議決権株式」を相続させる方法を検討しました。

(ウ) 矢張り「遺留分侵害額請求」の適用を免れられないこと、信託では信頼できる「受託者」を選任できることが重要となることを念頭に置いて下さい。

(2) 「遺言代用信託」の活用を考えます。

(ア) 「遺言代用信託」は、委託者となる財産(自社株式)所有者が生前に受託者(財産を管理処分する人)に信託し、死亡時に指定済みの承継者に信託財産(受益権)を引き継ぐとする「信託契約」を設定する制度です。

(イ) 経営者(委託者)が、生前に自社株式を「当初は先代経営者を受益者とし、先代経営者死亡後は後継者を受益者とする。」とする信託を設定します。

a) 「自益信託」(委託者＝受益者／信託財産の所有権は、委託者から受託者に移転する)の場合は、信託財産は受益者のために管理・運用され、信託財産から生じる収益は受益者が受け取り、その実質的な所有者は受益者となる。

1) 「自益信託」の設定時は、信託財産の実質的な所有者は変わっていないので、贈与税などは課税されないが、後継者が信託財産を承継した場合は、相続税の対象となる。

2) 相続人が複数存在し、後継者以外の相続人も受益者に含める場合は、後継者のみに議決権の行使の指図権を付与すると定めるようにする。

- b) これにより、委託者は生存中は従前通り自ら受益者であるが、亡くなった時に受益権(自社株式)を指定承継者に承継させるので、遺言によって自社株式を遺贈したのと同様に「遺言代用」機能を発揮させることができます。
- 1) 遺言代用信託で財産管理を受託者に任せることができれば、受益権の承継者を自ら財産管理を行うことが難しい障害者・持病のある人・判断能力の低い人にすることも可能になります。
 - 2) 残された遺族の生活上の不安を和らげたい人にとっては、遺言とは違った局面で利用できるし、親族関係が複雑な場合には、資産承継の道筋を決めておくこともできます。
 - 3) 相続人同士の争いを防ぎ、特定の相続人の生活を安定させる方法を予め定めておくためにも利用できます。
- (3) 「他益信託」(委託者≠受益者／委託者とは別の人が受益者になる信託)の活用も検討して置くべきでしょう。
- (ア) 「他益信託」の場合は、経営者(委託者)が、生前に自社株式を対象に信託を設定し、信託契約において、「後継者を受益者とするが、議決権の行使の指図権は委託者が保持する。」と定めることもできますが、受益者に対して贈与税が課税されます。
- (イ) これにより、先代経営者が議決権を保持しつつ、後継者が自社株式に係る財産権(配当権及び残余財産分配権など)を保持すると同様の効果が得られますので、そのメリットを活用すべき場合もあるでしょう。
- (4) 「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の活用を検討しましょう。
- (ア) 「A(経営者)が保有する株式について、Aが死亡したら二男Cへ遺贈する。その後Cが死亡した場合には、亡長男Bの子Dに遺贈する。」といった第一次受益者(A)の受ける財産上の利益が、第二次受益者(C)、第三次受益者(D)に移転するような「後継ぎ遺贈」を希望する場合、遺言では、最初の二男Cへの遺贈しか効力を認められないとされており、その有効性に問題がある。
- (イ) そこで、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」を活用し、先代経営者(委託者)が自社株式などを対象に信託を設定し、信託契約において「後継者を受益者とし、受益者(後継者)が死亡した場合にはその受益権は消滅し、次の後継者が受益権を取得する。」と定めた信託契約を締結する。
- a) 「受益者連続信託」とは、受益者の死亡により、その受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定めがある信託をいう。
 - b) これにより、孫の世代の後継者まで承継の道筋を、先代経営者が自己の意思で決定することができるが、それぞれの承継時の相続税課税を免れることはできない。
- (5) 次回は「事業承継信託」について検討しましょう。

弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その10」

<会社経営者の事業承継について考えてみましょう>

15 会社の事業承継において、「事業承継その4」9の(4)で、「「自社株」を後継者に集中させるためには、贈与、売買、相続などにより移転させます」の内、今回は、前回の「信託」に関連して「事業承継信託」を取り上げます。

(5)「事業承継信託」

(ア) この種の信託の目的は、多くは非上場会社(個人会社)が会社経営を長期に安定して継続させるために、会社の株式の相続等による分散を防止することであり、この信託において要になる信託財産は「株式」です。

(イ) しかし個人事業主の場合は、事業の基盤となる個人所有の不動産、重要な動産等を確実に後継者に引き継がせるために、後記の対応を必要とします。

a) 委託者は、「受託者」ら他の信託当事者と信託行為の内容を確認・検討し、その結果を合意書とし、これを公正証書とするか公証人の認証を受けておきます。

b) 金融機関等からの債務を信託財産とする場合は、「受託者」が「事業信託」において、後記の通り「信託財産責任負担債務」として引き受けることを理解しておく必要があります。

(ウ) 高齢となった会社のオーナーは、信託を設定して事業の承継者の受託者に株式や事業用不動産等に移転し、その管理運用を委ねながら自らに一定の権限を留保する信託の活用を考えます。

a) 全財産・権限を渡さずに、株式の議決権を留保し、役員等の地位を確保する。

b) 委託者あるいは委託者が指定した指図権者の指図により、受託者が株式の議決権を行使する。

c) 委託者が配当金等を受領する。

(エ) 次期の事業承継者は決定しているが、一定の時期に他の特定者(直系卑属など)に事業承継者を変更したい場合は、前回の「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の活用を検討します。

(オ) 高齢となった会社のオーナーが事業承継者を決めていない場合

a) 後継者候補が未成年であるとか、他の職業に就いていて直ぐに後継者を受け難い場合などや、経営者に直系卑属が無く、親族などから後継者を選定する場合は、承継取得できるまでの信託とします。

b) その時は、受託者として一般社団法人を置くようにします。

(6)「**事業信託**」とは、個人又は法人が営む特定の事業を信託の対象とするものです。

(ア)例えば、倉庫業を営むオーナーが、長男が会社員なので事業の後継者を長男の子(孫)A又はBにしたいが、未だ幼く適性・能力・意欲などが判らないので、「事業信託」を活用し、自己の死後は事業の片腕となっている自分の弟を事業の「受託者」とし、同人らを「事業承継指定権者」(残余財産に関する受益権者指定権者)にして、「受益者」とするA・Bが成人した時点で適任者1名を選任し、これを残余財産受益者(法182 I ①)として、事業を承継させるような場合です。

a)この信託では、「受託者」に対し、倉庫、事務所、敷地、車両、売掛金・営業資金、借入金・取引上の買掛金などの債務、従業員との雇用関係、得意先との契約関係、その他の機械設備など事業用財産のすべてを移転して承継させる。

b)「受託者」は、当初の受益者A、Bに対し、事業の収益からその一部を給付し、孫達の生活資金を確保し、その成長を待つ。

c)「残余財産受益者」(法182 I ①)とは、「受益者としての権利を現に有する者」(例えば「残余財産の帰属」に規定する残余財産受益者)である。停止条件付で信託財産の受給権を有する者、「委託者の死亡の時に、受益権を取得する旨の定めのある信託に規定する委託者死亡前の受益者」等は含まれない。

(イ)「事業信託」は、信託法が信託行為の定めにより「信託財産責任負担債務」として債務引受けをできるとしたので(法21 I ③)、可能となりました。信託行為の内容は、事業を包括して信託すると言った簡潔な条項にはできません。

a)「事業信託」は、「特定の事業」を信託の対象とし、法律的に積極財産に対する信託の設定と消極財産に対する債務の引受けからなり、その複合的な集合体について信託行為を定めることにより、実質的に委託者の事業自体を信託した状態を創出する。

b)信託行為では、積極財産及び消極財産に関すること、これらに関する取引上の地位や従業員の雇用関係の地位などにつき個別的に条項を設け、移転承継の関係や会計処理等を明らかにする必要がある。

c)「信託財産責任負担債務」とは、「信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの」である(信託法21 I)。

(ウ)「事業信託」は、個人事業や家族型企業における特定の事業を信託の対象とする家族信託の対象とする家族信託の性質を有し、これを「遺言」で行うことは難しいと思われます。

(エ)「事業信託」をする場合は、専門家に相談し丁寧な検討を必要とします。

(7) 信託の課税関係について税制上の優遇はありません。

(ア)新たに信託の設定を行った場合、受益者が適正な対価を負担することなく受益権を取得した場合には、受益者に贈与税や相続税の負担が発生します。

(イ) 信託を事業承継に活用する場合には、後継者や受益者の納税資金負担も考慮に入れておく必要があります。

不動産による相続税対策への影響は？ ～路線価評価を認めず追徴課税は「適法」～

路線価に基づいて相続したマンションの評価をした結果、実勢価格を大きく下回る場合に、国税当局が路線価によらずに再評価し、追徴課税をした処分の妥当性が問われた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷（長嶺安政裁判長）は4月19日、国税当局の処分を適法とし、相続人側の上告を棄却しました。

路線価は主要道路に面した1㎡当たりの土地の評価額で、国税庁はこの路線価を相続財産の算定基準のひとつとしています。路線価は土地取引の目安となる公示地価の8割程度とされていて、実際に取引される実勢価格より低くなるのが一般的です。この路線価と実勢価格との差に注目してみると、財産を不動産にすることで相続税の負担が軽くなる可能性が出てきます。こうした相続税の節税方法は広く知られていて、相続税が多くかかることが見込まれる場合にタワーマンション等を購入する方も多くいます。

この路線価による評価を国税当局が「例外」と判断し、相続人に億単位の追徴課税をした件が訴訟に発展したことは、専門家の間でも大きく注目されました。

■相続人側、国税当局側それぞれの主張

今回の訴訟の原告である相続人は、相続したマンション2棟を路線価に基づき約3億3千万円と評価し、銀行からの借入れもあったことから、相続税額を0円として申告しました。これに対し国税当局は、この2棟のマンションの購入価格は合計13億8千万円であり、不動産鑑定でも評価額は合計約12億7千万円、「路線価による評価は適当ではない」と判断し、約3億円の追徴課税をしました。

原告である相続人側は、路線価以外で評価をすべきケースには該当せず平等な取り扱いに反しており、恣意的な課税は許されないと主張してきました。対して国税当局側は、路線価と実勢価格に著しい開きがあり、客観的な価値を示していることに疑いがあり、路線価による画一的な評価では税負担の公平性を著しく害するケースだとしてきました。

そして今回最高裁判所は、「税負担の軽減を意図して行ったもので、ほかの納税者との間で看過しがたい不均衡を生じさせる」として相続人側の訴えを退けました。

■相続税対策で注意することは？

この判決については、専門家の間でも、路線価による評価の例外とする基準が曖昧ではないかとの考えが多く出ています。ただ今回のケースに注目してみると、被相続人が高齢、被相続人自身のマンション購入意思の有無、相続直前のマンション購入、相続発生後すぐのマンション売却、といった点が路線価の適用を「例外」として、あきらかな節税対策だと判断された可能性が高いとの見方もあります。

今回の判決は不動産購入を伴う相続税対策そのものを否定したわけではありません。ただ、行き過ぎた対策には少なからずリスクがあることがはっきりしたといえます。ご家族の状況に応じた適切な相続税の対策を行うには、相続に精通した専門家と相談しながら進めると良いですね。



(Information)

コロナウィルス対策で外出を控えたいお客様へ おうちで相続相談



弊社では電話やテレビ電話を使って、
ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス

「おうちで相続相談」を実施しております

すでにご相続が発生されている場合は、ご相談はお早めに。
相続には期限のある手続きがあります。
初回のご相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。

①無料の電話相談をご希望の方

ご来所が難しいという方は、お電話でのご相談を承ります（相談時間30分）。
簡単な疑問はお電話で解決。
複雑なご相談は、テレビ電話や弊社面談室（コロナ対策実施済）で対応致します。

②無料のテレビ電話相談サービス(ZOOM)をご希望の方

1. メールでテレビ電話相談用のURLをお送りします。
 2. 面談のお時間になりましたら、URLをクリックするとテレビ面談がスタートします。
- ※詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

③来所での相談をご希望の方

弊社面談室（コロナ対策実施済）で対応致します。
完全予約制となりますので、お電話か弊社ホームページよりご予約ください。

2022年 埼玉県相続サポートセンター セミナー開催実績

開催日	セミナー名	講師	内容
10月17日開催	「配偶者居住権」でできる 相続税の節税対策	税理士法人安心資産税会計 専務 税理士 大塚 政仁 氏	相続専門税理士による「配偶者居住権」とは何かを徹底解説
12月19日開催	「配偶者居住権」でできる 相続税の節税対策 令和5年度の税制改正大綱	税理士法人安心資産税会計 専務 税理士 大塚 政仁 氏	相続専門税理士による「配偶者居住権」とは何かを徹底解説／ 令和5年度の税制改正大綱速報

2022年 相続学校さいたま校 セミナー開催実績

開催日	セミナー名	講師	内容
5月14日開催 5月28日開催	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「相続のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	今からできる相続対策や相続発生後の手続きについて オンラインで解説
9月10日開催 9月24日開催	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「相続税のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	相続税改正の概要、相続税の 仕組み、相続税の計算方法、 相続財産の評価方法等 オンラインで解説
2月5日開催 2月19日開催	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「遺言書のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	遺言の基礎知識や作成方法等 オンラインで解説

出身地: 埼玉県春日部市
経 歴: 商社・司法書士事務所を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資 格: 宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP)
相続アドバイザー協議会認定会員アドバイザー



相続コーディネーター
中澤 勝己

ご相談者である相続人様のご意思は当然ですが、亡くなられた被相続人の方のお気持ちも感じ取りながら、ご家族皆様が幸せな相続を行えるよう、お手伝いをしたいと考えております。お気軽にご相談下さいませ。



相続コーディネーター
古丸 志保

出身地: 埼玉県北本市
経 歴: 法律事務所、不動産会社を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資 格: 宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP) / 行政書士試験 合格
相続アドバイザー協議会認定会員アドバイザー

何から始めたら良いかわからない生前対策、なかなか進められずに困った相続手続きなどのご相談に分かりやすくお答えし、ご家族の皆様の円満相続にむけて、お手伝いをさせていただきます。どうぞお気軽にご相談ください。

特別顧問

青木幹治法律事務所
弁護士 **青木 幹治**



宮城県白石市の蔵王連峰の麓にて出生。
埼玉県蓮田市在住。
東京地検を中心に、北は北海道の釧路地検から、南は沖縄の那覇地検に勤務。
東京地検特捜部検事、内閣情報調査室調査官などを経て、最高検察庁検事を最後に退官。
検察官時代は、脱税事件を中心に捜査畑一筋。
平成18年よりさいたま地方法務局所属公証人。
平成28年に公証人を退任し、青木幹治法律事務所を開設。
(一社)埼玉県相続サポートセンターの特別顧問に就任。
座右の銘は「為せば成る」

MAP



浦和駅西口より徒歩3分

お問い合わせ

電話番号：048-711-9183

FAX番号：048-711-9151

受付時間：10時00分～17時30分
(水曜定休)

※ご相談は土日祝日も受け付けて
おります(要予約)

【面談場所】

浦和駅西口 徒歩3分
エイパックスタワー浦和
オフィス西館 307

ご来社の際は、事前にお電話にて
ご一報くださいませ。

外出を抑えたい方へ 「おうちで相続相談」

埼玉県相続サポートセンターでは、ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス
「おうちで相続相談」を実施中。なお、ご来社での個別相談も承っております(要予約)。

我が家は相続税の対象になるの？
不動産の相続対策、何をしたらよいの？
相続した不動産を売却・活用したい！

コーディネーターが、相続・不動産のお悩みに個別にお答え致します！

ここをつなぐ 想いをつなぐ
円満相続情報マガジン
「まどか」第16号

令和4年12月吉日 発行

著 者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
発行責任者 代表理事 高田 茂
編集責任者 古丸 志保
発 行 所 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1
エイパックスタワー浦和オフィス西館307
TEL 048-711-9183
FAX 048-711-9151
<https://www.saitama-souzoku.jp/>



一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター